

ひとひと 女と男 パートナーシップ

企画課 男女共同参画推進係 ☎72-2111(内線222)

11月12日(月)～11月25日(日) 女性に対する暴力をなくす運動



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

暴力は、決して許されるものではありません。なかでも、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。こうした暴力の背景には、男女の固定的な役割分担や、一般的に男性が女性よりも社会的、経済的に優位な立場にあることが多い社会構造などがあります。女性に対する暴力は、男女共同参画社会を形成していく上でも克服すべき重要な課題であり、根絶に向けて取り組んでいかななくてはなりません。

女性に対する暴力、例えば・・・

配偶者等からの暴力

配偶者等からの暴力の被害者の多くが女性です。配偶者等に限らず恋人など親密な相手からの暴力を指して一般的にドメスティック・バイオレンス(DV)とも言われています。

性犯罪

刑法上の強姦や強制わいせつなどのことです。のぞきやスカートの中の盗撮、痴漢も性犯罪です。

売買春

性を商品のように金銭などで売買をすること。その対象は多くが女性や子どもです。売買春、児童買春などは女性や子どもの人権を脅かし、心

身を傷つけるものとして国際的にも大きな問題になっています。

セクシュアル・ハラスメント

主に学校や職場などでの相手を不快にさせるような性的な言動を言います。性的な噂の流布、職場でのわいせつな写真の掲示、性的な関係の強要などが含まれます。

ストーカー行為

恋愛感情などの好意の感情やそれが満たされなかったことから、その相手や相手の家族などに対してつきまったり、監視をしたりなどの行為を繰り返し行うことです。

配偶者からの暴力については、福岡県が県内の各保健福祉環境事務所を配偶者暴力相談支援センターに指定し、暴力相談専用電話で相談を受けています。

☆福岡県配偶者暴力相談支援センター

- 久留米保健福祉環境事務所(相談専用電話)
- ☎ 0942-34-8111(月～金 8:30～17:15、年末年始を除く)

☆平日夜間・土日祝日の相談は・・・

- 福岡県配偶者からの暴力相談電話
- ☎ 092-716-0424(月～金 17:15～24:00、土日祝 9:00～24:00、年末年始を除く)

身近な人が暴力に悩んでいたら・・・

相談を受けたときは、ゆっくりと時間をとって話を聞き「あなたは悪くない」ことを伝えましょう。どんな場合でも暴力をふるわれていいということはありません。暴力のことを他人に話すのはとても勇気のいることです。話を否定するような言動は相手をさらに傷つけてしまいます。

市の福祉事務所でも相談を受けています。☎72-2111(内線442)

※詳しい相談日などは広報おごりお知らせ版(毎月15日発行)で確認してください。

このほか、福岡県男女共同参画センター「あすばる」や警察などで女性に対する暴力などの相談を受けています。

☆緊急の場合はもよりの警察署か110番に☆

—配偶者暴力防止法の改正について—

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、配偶者暴力防止法(※)の一部改正法が、平成19年の通常国会で成立し、7月11日に公布されました。

○改正の主な内容

I 保護命令制度の拡充

- 1 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
- 2 電話等を禁止する保護命令
 - ①面会の要求
 - ②行動の監視に関する事項を告げること等
 - ③著しく粗野・乱暴な言動
 - ④無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・

※配偶者暴力防止法・・・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」のこと。「DV防止法」とも言われます。

電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)等

- 3 被害者の親族等への接近禁止命令
- II 市町村基本計画の策定の努力義務
- III 配偶者暴力相談支援センターに関する改正
- IV 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令の通知

詳しくは、企画課(内線222)もしくは福祉課(内線442)まで。

内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>)を開設しています。



ちょっと気になる

七夕人権考座・あすばる出前講座

小郡市教育委員会が開催している「七夕人権考座」と福岡県男女共同参画センターあすばるの「あすばる出前講座」が合同で企画した「ちょっと気になる七夕人権考座・あすばる出前講座」。11月は2回の講座を準備して、皆さんの参加をお待ちしています。

第5回 七夕人権考座

「部落差別は、今…」
～問われているのは大人の感性～

日時：11月14日(水)午後7時30分～9時

場所：のぞみがおか生楽館

講師：福永謙二さん

(部落解放同盟福岡県連合会人権対策部長)

第6回 あすばる出前講座

「DV(ドメスティック・バイオレンス)について考える」

日時：11月21日(水)午後7時30分～9時

場所：ひまわり館東野(東野校区公民館)

講師：原健一さん(佐賀県DV総合対策センター所長)

※託児があります。

問い合わせ先：人権・同和教育課(内線532)
企画課男女共同参画推進係(内線222)

女性の人権ホットライン 強化週間

11月12日(月)～18日(日)

専用相談電話

☎0570-070-810

夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシュアル・ハラスメント、つきまとい(ストーカー)など、困ったことがあったらひとりで悩まず、相談してください。

日時：11月12日(月)～18日(日)

平日…午前8時30分～午後7時

土日…午前10時～午後5時

※通常の「女性の人権ホットライン」は、月～金午前8時30分から午後5時15分まで相談を受け付けています。

問い合わせ先

福岡法務局人権擁護部

☎092-721-9166